日刊

東京都

目 次

64

規 則

適用すべき措置の指定に関する規則の一部を改正する規則………………(同)…○令和三年四月の東京都特定新型コロナウイルス感染症緊急事態及びこれに対し ○東京都地域医療医師奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則………… ○令和三年一月の東京都特定新型コロナウイルス感染症緊急事態及びこれに対し -------(デジタルサービス局戦略部デジタル改革課) …

○東京都保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正す る規則………………………………………(福祉保健局生活福祉部保護課)…

-------(福祉保健局医療政策部医療人材課)…

○東京都介護保険財政安定化基金運営規則の一部を改正する規則……………… -------(福祉保健局高齢社会対策部介護保険課)…

 \equiv

○東京都介護保険財政安定化基金の令和三年度から令和八年度までの基金事業貸

○東京都母子及び父子福祉資金貸付規則の一部を改正する規則………………… ------(福祉保健局少子社会対策部育成支援課)…|(

○東京都女性福祉資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則………………(同)…|○

……………(福祉保健局健康安全部環境保健衛生課)…|○

○公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則……………………………………(同)…|○

則

規

1

発 行

き措置の指定に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年六月十四日

令和三年一月の東京都特定新型コロナウイルス感染症緊急事態及びこれに対し適用

●東京都規則第二百六十二号

令和三年一月の東京都特定新型コロナウイルス感染症緊急事態及びこれに 対し適用すべき措置の指定に関する規則の一部を改正する規則

小

池

百 合子

べき措置の指定に関する規則 令和三年一月の東京都特定新型コロナウイルス感染症緊急事態及びこれに対し適用す (令和三年東京都規則第二号)の一部を次のように改正す

る。

新型インフルエンザ等緊急事態」に改め、 フルエンザ等緊急事態発生日」に改める。 症緊急事態として」を「東京都特定新型インフルエンザ等緊急事態として」に改め、 (条例附則第二項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。)」を削 一条の見出し中「東京都特定新型コロナウイルス感染症緊急事態」を「東京都特定 「東京都特定新型コロナウイルス感染症緊急事態発生日」を「東京都特定新型イン 同条中「東京都特定新型コロナウイルス感染

東京都特定新型インフルエンザ等緊急事態」に改める 第三条(見出しを含む。)中「東京都特定新型コロナウイルス感染症緊急事態」を

定新型インフルエンザ等緊急事態」に改める。 第四条及び第五条中「東京都特定新型コロナウイルス感染症緊急事態」を「東京都特

則

この規則は、 公布の日から施行する。

べき措置の指定に関する規則の一部を改正する規則を公布する。 令和三年四月の東京都特定新型コロナウイルス感染症緊急事態及びこれに対し適用す

令和三年六月十四日

東京都知事 小 池 百 合 子

●東京都規則第二百六十三号

令和三年四月の東京都特定新型コロナウイルス感染症緊急事態及びこれに

対し適用すべき措置の指定に関する規則の一部を改正する規則

べき措置の指定に関する規則(令和三年東京都規則第二百五十四号)の一部を次のよう に改正する 令和三年四月の東京都特定新型コロナウイルス感染症緊急事態及びこれに対し適用す

等緊急事態発生日」に改める。 都特定新型コロナウイルス感染症緊急事態発生日」を「東京都特定新型インフルエンザ 新型インフルエンザ等緊急事態」に改め、同条中「東京都特定新型コロナウイルス感染 症緊急事態として」を「東京都特定新型インフルエンザ等緊急事態として」に、 第二条の見出し中「東京都特定新型コロナウイルス感染症緊急事態」を「東京都特定 「東京

第三条(見出しを含む。)中「東京都特定新型コロナウイルス感染症緊急事態」 を

「東京都特定新型インフルエンザ等緊急事態」に改める。

定新型インフルエンザ等緊急事態」に改める。 第四条及び第五条中「東京都特定新型コロナウイルス感染症緊急事態」を「東京都特

この規則は、 公布の日から施行する。

東京都地域医療医師奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年六月十四日

東京都知事 小 池 百 合 子

●東京都規則第二百六十四号

東京都地域医療医師奨学金貸与条例施行規則(平成二十年東京都規則第百六十八号) 東京都地域医療医師奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「(条例第十九条において準用する場合を含む。)」を「及び第十八

条第四号」に改める。

別記第一号様式から第二号様式までの規定中 「璺」を削る。

(2) 医肺病性软骨子症

様式から第十二号様式まで、

別記第三号様式から第四号様式まで、第八号様式から第九号様式の二まで、

第十一号

第十四号様式及び第十五号様式中「圄」を削る。

別記第十六号様式中

(3) 木の街(

)(2)指定動物の中断期間に診当(

)(3) 國術館物科学定

(2) に」を「(3)に」に改める。

別記第十七号様式中「圕」を削り

 $\overline{\otimes}$ 医肺免结性水骨子症

 Θ みの名(

(2) 指定動物の中断期間に該当

に改

ω 医肺结节软骨子定

める。

別記第十八号様式中「国」を削る。

別記第十九号様式中「糸図第19条において準用する糸図第3条第5号」を「糸図第

18 ※ 第4 号」に改める。

号様式中「圕」を削る 別記第二十号様式、第二十二号様式、第二十三号様式、第二十五号様式及び第二十六

附 則

1 この規則は、 公布の日から施行する。

2 するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。 施行規則の様式(この規則により改正されるものに限る。)による用紙で、現に残存 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都地域医療医師奨学金貸与条例

東京都保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

を公布する

を

令和三年六月十四日

小 池 百 合 子

●東京都規則第二百六十五号

東京都保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改

正する規則

規則第百三十六号)の一部を次のように改正する。 東京都保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例施行規則 (平成二十四年東京都

第十一条中「第九条」を「第十条」に改め、同条を第十二条とし、第十条を第十一条

とし、第九条を第十条とする。

第八条中「第五条」を「第六条」に改め、同条を第九条とし、第五条から第七条まで

を一条ずつ繰り下げ、第四条の次に次の一条を加える。

第五条 条例第十七条第二項に規定する規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。

定期的に開催するとともに、その結果について、職員に十分に周知すること。 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止に係る対策を検討するための委員会を

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。 職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染

2 ができるものとする。 前項第一号の委員会は、 テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うこと

附則第二項中「第六条第二項及び第十条第二項」 を「第七条第二項及び第十一条第二

附則第三項中 「第十条第二項」を「第十一条第二項」に改める。

則

項」に改める。

この規則は、 令和三年八月一日から施行する。

東京都介護保険財政安定化基金運営規則の一部を改正する規則を公布する。 令和三年六月十四日

3

●東京都規則第二百六十六号

東京都介護保険財政安定化基金運営規則の一部を改正する規則

東京都知事

小

池

百

合

子

東京都介護保険財政安定化基金運営規則(平成十二年東京都規則第百十二号) 0) 部

を次のように改正する。

附則第三項 (見出しを含む。)中 「附則第四項」を 「附則第八項」に改める。

則

この規則は、 令和三年八月一日から施行する。

償還方法の特例に関する規則を公布する。 東京都介護保険財政安定化基金の令和三年度から令和八年度までの基金事業貸付金の

令和三年六月十四日

東京都知事 小

池

百

合子

●東京都規則第二百六十七号

東京都介護保険財政安定化基金の令和三年度から令和八年度までの基金事

業貸付金の償還方法の特例に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令(平成十年政令第四 う。)附則第四項から第七項までの規定の施行に関し、必要な事項を定めるものとす る。 護保険財政安定化基金条例(平成十二年東京都条例第三十六号。 百十三号。以下「令」という。)附則第二条の二及び附則第二条の三並びに東京都介 以下「条例」とい

(償還期限の延長の申請

事業貸付金償還期限の延長適用申請書(令和十一年度償還期限用) 村」という。)は、知事が定める期日までに、令和三年度から令和五年度までの基金 業貸付金の償還期限の延長の適用を受けようとする特別区及び市町村 に次に掲げる書類を添えて、 令附則第二条の二第一項の規定により令和三年度から令和五年度までの基金事 知事に申請しなければならない (以下「区市町 (別記第一号様

- 一年度償還期限用)(別記第二号様式) 令和三年度から令和五年度までの基金事業貸付金(地方債)償還計画書(令和十
- 一 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
- 四年度償還期限用)(別記第三号様式)に次に掲げる書類を添えて、知事に申請しな付金の償還期限の延長の適用を受けようとする区市町村は、知事が定める期日までに、2 令附則第二条の二第二項の規定により令和三年度から令和五年度までの基金事業貸
- 四年度償還期限用)(別記第四号様式) 令和三年度から令和五年度までの基金事業貸付金(地方債)償還計画書(令和十

ければならない。

- 二 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
- 3 令附則第二条の三第一項の規定により令和六年度から令和八年度までの基金事業貸3 令附則第二条の三第一項の規定により令和六年度から令和八年度までの基金事業貸付金償還期限の延長適用申請書(令和十分和六年度から令和八年度までの基金事業貸付金償還期限の延長適用申請書(令和十分をの償還期限の延長の適用を受けようとする区市町村は、知事が定める期日までに、
- 二 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
- 4 令附則第二条の三第二項の規定により令和六年度から令和八年度までの基金事業貸付金償還期限の延長適用申請書(令和十行金の償還期限の延長の適用を受けようとする区市町村は、知事が定める期日までに、付金の償還期限の延長の適用を受けようとする区市町村は、知事が定める期日までに、
- 七年度償還期限用)(別記第八号様式) 令和六年度から令和八年度までの基金事業貸付金(地方債)償還計画書(令和十
- (償還期限の延長の決定) 二 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

気ものとする。類を審査の上、適当と認めるときは償還期限の延長を決定し、当該区市町村に通知す第三条 知事は、前条第一項から第四項までの規定により提出された申請書及び添付書

(償還期限の延長を行った場合の各年度の償還額の算定方法

で定める方法は、次の表の上欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる第四条 条例附則第四項の規定により読み替えられた条例第六条に規定する東京都規則

額を償還する方法とする。

	額和の合年	に和 額和 償六 の六 還年 合年	還 年 還 年 合 年
	算額度及び令和七年度に償還す	2する額の合算額 度から令和八年度までの期 度及び令和七年度に償還す	とする額の合算額 とする額の合算額 度から令和八年度までの期度から令和八年度までの期度から令和八年度までの期
以上の額	の額の六分の	の額の六分の三に相当する額以上の額の和三年度から令和五年度までの貸付令和三年度から令和五年度までの貸付の額の六分の二に相当する額以上の額の額の六分の三に相当する額以上の額の額の六分の三に相当する額以上の額	以上の額の、分の四に相当する額以上の額の、分の四に相当する額以上の額の、分の三に相当する額以上の額の、分の三に相当する額以上の額の、分の三に相当する額以上の額の、分の三に相当する額以上の額の額の、分の四に相当する額以上の額の額の、分の四に相当する額以上の額の額の、分の四に相当する額以上の額の額の、分の四に相当する額以上の額の額の、分の四に相当する額以上の額の額の、分の四に相当する額以上の額の額の、分の四に相当する額以上の額の額の、分の個の、対の面に相当する額以上の額の額の、対の面に相当する額以上の額の額の、対の面に相当する額以上の額の額の、対の面に相当する額以上の額の額の。

額を償還する方法とする。で定める方法は、次の表の上欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる第五条条例附則第五項の規定により読み替えられた条例第六条に規定する東京都規則

の二に相当する額以上の一に相当する額以上の一に相当する額以上の一に相当する額以上の一に相当する額以上の一に相当する額以上の一に相当する額以上の一に相当する額以上の一に相当する額以上の一に相当する額以上
--

5

額を償還する方法とする。

で定める方法は、次の表の上欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる

条例附則第七項の規定により読み替えられた条例第六条に規定する東京都規則

第七条

区分

償 還 額

額を償還する方法とする。で定める方法は、次の表の上欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる工会、条例附則第六項の規定により読み替えられた条例第六条に規定する東京都規則

期間に償還する額の合算額令和九年度から令和十三年度までの	期間に償還する額の合算額令和九年度から令和十二年度までの	期間に償還する額の合算額令和九年度から令和十一年度までの	る額の合算額令和九年度及び令和十年度に償還す	令和九年度に償還する額	区分
の額の六分の五に相当する額以上の額令和六年度から令和八年度までの貸付金	の額の六分の四に相当する額以上の額令和六年度から令和八年度までの貸付金	の額の六分の三に相当する額以上の額令和六年度から令和八年度までの貸付金	の額の六分の二に相当する額以上の額令和六年度から令和八年度までの貸付金	以上の額という。)の額の六分の一に相当する額和六年度から令和八年度までの貸付金」八年度までの基金事業貸付金(以下「令八年度までの基金事業貸付金(以下「令当該区市町村に係る令和六年度から令和当該区市町村に係る令和六年度から令和	償還額

期間に償還する額の合算額 期間に償還する額の合算額令和九年度から令和十三年度までの 期間に償還する額の合算額令和九年度から令和十二年度までの 期間に償還する額の合算額令和九年度から令和十一年度までの 令和九年度から令和十六年度までの 期間に償還する額の合算額 期間に償還する額の合算額 る額の合算額 令和九年度及び令和十年度に償還す 令和九年度に償還する額 令和九年度から令和十五年度までの 令和九年度から令和十四年度までの の額の九分の七に相当する額以上の額令和六年度から令和八年度までの貸付金 の額の九分の四に相当する額以上の額令和六年度から令和八年度までの貸付金 の額の九分の三に相当する額以上の額令和六年度から令和八年度までの貸付金 の額の九分の二に相当する額以上の額令和六年度から令和八年度までの貸付金 令和六年度から令和八年度までの貸付金 の額の九分の六に相当する額以上の額令和六年度から令和八年度までの貸付金 の額の九分の五に相当する額以上の額令和六年度から令和八年度までの貸付金 の額の九分の一に相当する額以上の額令和六年度から令和八年度までの貸付金 の額の九分の八に相当する額以上の額

(委任)

第八条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

阿則

この規則は、令和三年八月一日から施行する。

第1号様式 (第2条関係) ω 0 を添えて中請します。 での基金事業貸付金の償還方法の特例に関する規則第2条第1項の規定により、関係書類 長の適用を受けたいので、東京都介護保険財政安定化基金の令和3年度から令和8年度ま 令和3年度から令和5年度までの基金事業貸付金について、下記のとおり償還期限の延 東京都知事 焳 类 償還期限の延長を希望する理由 令和3年度から令和5年度までの基金事業貸付金償還期限の延長適用申請書 (令和11年度償還期限用) 鈯 偨 痐 Ţ 谳 4 挺 (4) 贸 谾 礟 令和11年度末 뺍 区市町村長 田 (日本産業規格A列4番) 文律 1 綼 프 田山 第2号様式 東京都知事 (第2条関係) 上記金額を償還します。 (令和11年度償還期限用) 9年度 6年度 E=D/6 3年度 併 Ш ∄ , \mathbb{H} \mathbb{H} 田 郷 Ш 4年度 7年度 10年度 \mathbb{H}

令和3年度から令和5年度までの基金事業貸付金(地方債)償還計画書 令和3年度から令和5年度までの基金事業貸付金額 基金事業貸付金償還額 基金事業貸付金償還額 (次期計画期間) ⊞_, ⊞ 田 G (次々期計画期間) 区市町村長 11年度 \mathbb{H} \mathbb{H} B_.C (日本産業規格A列4番) ΠÞ 프 M=J+K+L 円 I=F+G+H 円 TILL! D=A+B+C \mathbb{H}

7

(日本産業規格A列4番)

蹝
4
第4号様式(第2条関係)
燕
24
(जिटे
從
1/7
27Y
りを
₾
l

+ + 47 4 - ++	平	上記金額を償還します。		12年度 N	9年廣 J		6年度 F		E=D/9	3年度 A	₽	令和3年度から令和5年 (令和14年度償還期限用)
1	月	ANI C			3			田		E	当3	運派が
	П	ू भ	<u>_</u>	基金事業貸付金償還額	10年度 К 円	基金事業貸付金償還額	基金事業貸付金償還額 7年度 G 円			4年度 B 円	令和3年度から令和5年度	令和 3 年度から令和 5 年度までの基金事業貸付金 (令和14年度償還期限用)
	区市町朴長			(次々々期計画期間) 14年度 P	11年度 1. 円	賃 (次々期計画期間)	額(次期計画期間) 8年度 日 円			5年度 C 円	年度までの基金事業貸付金額	金事業貸付金 (地方債)
Г					□		□> =#				金額	
	#		田	Q=N+0+P	M=J+K+L 円		I=F+G+H 円			D=A+B+C 円		償還計画書

(日本産業規格	(日本産業規格A列4番)	(増十
東京都知事 殿		1J 64)
区市町村長		
年 月 日		
上記金額を償還します。		
	3 償還期限の延長を希望する理由	
Л K T W=J+I	2 希望償還期限 合和14年度末	
基金事業貸付金償還額 (次々期計画期間) 12年度 13年度 14年度 合 計	1 対象貸付金額 円	
	E C	
田 田 田 田		印
基金事業貸付金償還額(次期計画期間) 10年度 11年度 合	長の適用を受けたいので、東京都介護保険財政安定化基金の令和3年度から令和8年度までの基金事業貸付金の償還方法の特例に関する規則第2条第3項の規定により、関係書類を添えて申請します。	公:
	令和6年度から令和8年度までの基金事業貸付金について、下記のとおり償還期限の延	¥仅
E=D/6	(令和14年度償還期限用)	
	令和6年度から令和8年度までの基金事業貸付金償還期限の延長適用申請書	
A B C D=A+I		令和3⁴
7年度 8年度 合	区市町村長 印	+o <i>}</i>
令和6年度から令和8年度までの基金事業貸付金額	東京都知事 殿	114日
令和6年度から令和8年度までの基金事業貸付金(地方債)償還計画書 (令和14年度償還期限用)	女 畢 舜 号 月 日	(月曜日)
第6号様式(第2条関係)	第5号様式(第2条関係)	8

(日本産業規格A列4番)

合 計 M=J+K+L 円

合 計 I=F+G+H 円

合 計 D=A+B+C 円

<i>J</i>	β/μο 0/1 I - μ	(/] "臣口/	N 71 F	- TA		(FEI1 O-1)
(日本産業規格A列4番)		3 償還期限の延長を希望する理由	記	令和6年度から令和8年度までの基金事業貸付金について、下記のとおり償還期限の延長の適用を受けたいので、東京都介護保険財政安定化基金の令和3年度から令和8年度までの基金事業貸付金の償還方法の特例に関する規則第2条第4項の規定により、関係書類を添えて申請します。	年度か 7年度償	現 7 特殊 2 (弗 2 余 関 余)文 書 番 号東京都知事 殿
	東京	上記	12	9	50	第 8 节 棟 丸 () 第 6 个 养

					爂	東京都知事
(A) 17年度 P 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	田		区市町착長	Ш	且	辛
業貸付金額 C 合計 D=A+B+(円 台計 I=F+G+(期間) 合計 N=J+K+(円 台計 Q=N+O+(円 円				of of	道	上記金額を付
※貸付金額 C 合計 D=A+B+(円 合計 I=F+G+((場間) 合計 M=J+K+(円 合計 Q=N+0+(Ţ,	田	
業貸付金額 C 合計 D=A+B+(円 円 期間) 合計 I=F+G+(期間) 円 内 合計 M=J+K+(円 円		□> □+		≥事業貸付金償還額 16年度 0		
業貸付金額 C 合計 D=A+B+(円 円 期間) 合計 1=F+G+(期間) 合計 M=J+K+(, TH	B	
業貸付金額 C 合計 D=A+B+(円 円 円 合計 I=F+G+(明問) . (期間) .		中	14年度 L	K		
業貸付金額 C 合計 D=A+B+(円 期間) H 合計 1=F+G+(円				金事業貸付金償還	拱	
※貸付金額 C 合計 D=A+B+(円 明問) 合計 I=F+G+(円円						
業貸付金額 C 合計 D=A+B+(円 期間) 合計 1=F+G+I	7			H	田	
業貸付金額 C 合計 D=A+B+C 円				\$金事業貸付金償還 10年度 G		
· 業貸付金額 C 合計 D=A+B+C 円						
· 業貸付金額 C 合計 D=A+B+G					国	
※貸付金額 C 合計 D=A+B+C						E=D/9
業貸付金額 C 合計					E	
(合和17年度償還期限用) 合和 6 年度から令和 8 年度までの基金事業貸付金額		合單				
(合和17年度償還期限用)		余額	要までの基金事業貸付:	年度から令和8年	冷和 6	Δ.
			医扩张具型虫 (地分)	判限用)	を償還	(合和17年)

東京都母子及び父子福祉資金貸付規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年六月十四日

東京都知事 小 池 百 合子

●東京都規則第二百六十八号

東京都母子及び父子福祉資金貸付規則の一部を改正する規則

部を次のように改正する。 東京都母子及び父子福祉資金貸付規則 (昭和三十九年東京都規則第三百二十号)の一

項

を「附則第九条第二項」に改める。

第六条第四項中「附則第七条第六項」を「附則第八条第六項」に、 「附則第八条第二

第十六条第一項中「附則第七条第七項」を

「附則第八条第七項」に、

「附則第八条第

二項」を「附則第九条第二項」に改める。

則

この規則は、 公布の日から施行する。

東京都女性福祉資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。 令和三年六月十四日

東京都知事 小 池 百 合 子

●東京都規則第二百六十九号

東京都女性福祉資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

東京都女性福祉資金貸付条例施行規則(昭和四十五年東京都規則第五十号)の一部を

次のように改正する。

別表第一及び別表第二中 「四九、五〇〇円」を「五一、〇〇〇円」に改める。

則

1 この規則は、 公布の日から施行する。

2 二の規定は、 この規則による改正後の東京都女性福祉資金貸付条例施行規則別表第一及び別表第 同日前の申請に係る女性福祉資金の貸付けについては、なお従前の例による。 令和三年四月一日以後の申請に係る女性福祉資金の貸付けについて適用

東京都知事

小

池

百

合子

令和三年六月十四日

旅館業法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

●東京都規則第二百七十号

旅館業法施行細則の一部を改正する規則

旅館業法施行細則 (昭和三十二年東京都規則第百二十二号)の一部を次のように改正

する。

4 第八条中第四項を第五項とし、 条例第四条第七号ホ4かだし書の規定による浴槽水の消毒は、 第三項の次に次の一項を加える 次に掲げる方法のい

ずれかにより行うものとする。

塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒とを併用する方法により行うこ

二 モノクロラミンによる消毒を行うこと。この場合において、 モノクロラミン濃度

が一リットルにつき三ミリグラム以上になるように保つこと。

則

この規則は、 令和四年一月一日から施行する。

公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年六月十四日

東京都知事 小 池 百

合子

●東京都規則第二百七十一号

公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

公衆浴場法施行細則 (昭和三十九年東京都規則第二百五十三号)の一部を次のように

改正する。

第九条中第四項を第五項とし、 第三項の次に次の一項を加える。

4 条例第三条第一項第八号の三ニただし書の規定による浴槽水の消毒は、 次に掲げる

方法のいずれかにより行うものとする。

11	令和3年6月14日(月曜日)	 京	都	公	報									(増刊	64)
			使用することができる。	及び別記第十一号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお	2 この規則の施行の際、この規則による改正前の公衆浴場法施行細則別記第十号様式	1 この規則は、令和四年一月一日から施行する。	附則	別記第十号様式及び別記第十一号様式中「嵡10糸」を「嵡11糸」に改める。	行い、消毒は一週間に一回以上行うものとする。	第十条 条例第三条第一項第八号の四の規定による調節槽内部の清掃は一年に一回以上	(調節槽を使用するときの措置)	第十一条を第十二条とし、第十条を第十一条とし、第九条の次に次の一条を加える。	が一リットルにつき三ミリグラム以上になるように保つこと。	二 モノクロラミンによる消毒を行うこと。この場合において、モノクロラミン濃度	と。

-	(増刊	64)	東	京	都	公	報	令和3年6月14日	(月曜日)	12
発行										
電東東										
部 ○ 新										
三(五)										
三二 四新 京										
<u> </u>										
一直										
一番										
発 電話 ○三(五三二一)一一一(代) 郵信第一東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 番 号										
定 価										
一本										
() 月 郵 										
表 六 料 土										
で 八 三										
定 (郵送料を含む。) 印 電話 ○三(三八一二)五二○一(代) 郵117 一箇月 六、六○○円 刷 東京都文京区白山一丁目十三番七号 番001 本号 三○円 所 勝 美 印 刷 株 式 会 社 号01										
电 界 勝										
○三 党 元										
 (三) (\Box) (\Box)										
八二二十二										
□ 丁 ^林 ┃ 五 目 <u>-</u> □										
二十八										
一番会 代七:										
ン 号 社 										
FSC ミックス 紙 FSC* C006270										
FSC ミックス										
FSC* C006270										